

特 記 仕 様 書

第 1 章 総則

この工事は、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 7 年版）」「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和 7 年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）及び関係諸法令等の規定を遵守し実施しなければならない。

本工事に、建築工事、電気設備工事を含む場合は、標準仕様書等の建築工事編、電気設備工事編を適用する。

第 2 章 工事概要

第 1 項 工事の目的

この工事は、京都農林水産総合庁舎（以下「庁舎」という。）本館地階冷暖房機械室冷温水管の Y 形ストレーナを交換し、機能回復を図ることを目的とする。

第 2 項 工事の名称

この工事の名称は、「令和 7 年度京都農林水産総合庁舎本館地階冷温水管 Y 形ストレーナ交換工事」（以下「この工事」という。）という。

第 3 項 工事場所

この工事の実施場所は、以下のとおりとする。

工事実施場所 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
京都農林水産総合庁舎本館地階

第 4 項 工事の内容

(1) 本工事の対象箇所及び内容は次のとおりとする。

(ア) 工事対象箇所 本館地階冷暖房機械室冷温水管 Y 形ストレーナ

(イ) 工事内容

- ① 既設 Y 形ストレーナ（125A）3 台を撤去する。
- ② Y 形ストレーナを新設する。
- ③ 保温及びラッキングを復旧する。
- ④ ①②③の付帯工事を行う
- ⑤ ①②③の工事終了後、設備の稼働を行い異常のないことを確認
- ⑥ 発生材の廃棄処分

第 5 項 工事の種目及び履行期限

この工事の種目は、「管工事」とし、冷暖房の停止期間中（概ね令和 7 年 10 月 15 日から 11 月 15 日まで）に実施するものとする。

第 6 項 工事の予定数量

この工事の数量は、次のとおりとする。（別紙工事数量表のとおり）

- (1) Y 形ストレーナ 125A 3 台
- (2) 保温及びラッキング復旧 3 箇所

撤去する定水位弁は次のとおり

・ Y 形ストレーナ 125A（三吉バルブ製、鋳鉄 10K フランジ 形 形番：10FY）

第3章 工事の実施

第1項 一般事項

(1) 設計図書等の充足

本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。

(2) 見本又は資料提出

主要材料及び工事材料は使用前に見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

(3) 打ち合わせ等

この工事を実施するときは、監督職員と工事の実施内容及び実施時期等について打ち合わせを行うものとする。

(4) 工事実施前の確認

この工事の実施に際しては、事前に監督職員と工事実施場所を実地に確認し、工事内容について打ち合わせを行うものとする。

(5) 軽微な変更

本項各号における打ち合わせ、現地確認により受注者が行った工事内容の軽微な変更若しくは工事実施中に生じた工事内容の軽微な変更は、監督職員と協議しその指示に従うものとする。

第2項 工事の実施

この工事は、監督職員が別に指示する場合を除き、原則として、閉庁日（土曜、日曜、祝日等）の8時30分～17時00分を実施するものとする。

第3項 工事実施上の措置

(1) 安全対策

工所用資材等の庁舎敷地外からの搬入にあつては、庁舎周辺の交通状況を十分に考慮し、歩行者等への安全対策を十分に講じること。

また、庁舎内での運搬にあつては、庁舎利用者及び職員への十分な安全対策を講じること。

(2) 庁舎設備への影響防止

養生など必要な措置を講じること。

なお、工事実施に起因して、設備に影響・損傷を与えたときは、受注者の負担により復旧しなければならない。

(3) 騒音・振動対策

この工事の実施に際しては、低騒音型又は低振動型の機器を使用するなど、庁舎周辺への騒音・振動への対策を行うこと。

(4) 工事中の整理・整頓及び工事完了後の片付け等

この工事の実施中は、常に工事実施箇所及びその周辺の整理整頓に努めること。

また、この工事完了後は、工事実施箇所及びその周辺の後片付け、清掃を実施すること。

(5) 工所用電力及び水道

この工事に使用する電力又は水道は、工事に必要な範囲内において工事実施場所において無償で利用できるものとする。

(6) この工事で発生した廃棄物は、関係法令に基づき受注者が適切に運搬・処分

すること。

第4項 瑕疵責任

(1) 瑕疵責任の範囲

この工事における瑕疵責任の範囲は次のとおりとする。

- ① 第2章第4項に定めるこの工事により設置又は施工したものと及びその付属品
- ② この工事により実施した上記以外の工事一式

(2) 瑕疵担保期間

上記に示す各工事については、製品に係るメーカー保証を除いた工事施工について、工事成果物の引き渡し後1年間については、受注者の負担で円滑な運用を保証すること。但し、発注者に起因した障害等はこの限りではない。

第5項 工事の成果物等の提出

(1) 工事の成果物

この工事の成果物は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----|
| ① 当該工事の仕様に関する図書 | 1式 |
| ② 工事前後の写真 | 1式 |
| ③ その他関係する図書類 | 1式 |

第6項 支払

工事代金は、完成検査合格後、適法な支払請求を受けた日から起算して40日以内に支払うものとする。

第4章 その他の事項

(1) 環境配慮のチェック・要件化

受注者は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ① みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。
- ② エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- ③ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

(2) 守秘義務

この工事の契約期間中及び工事完了後においても、この工事の実施において知り得た事実については、一切他に漏らしてはならない。

(3) 補足事項

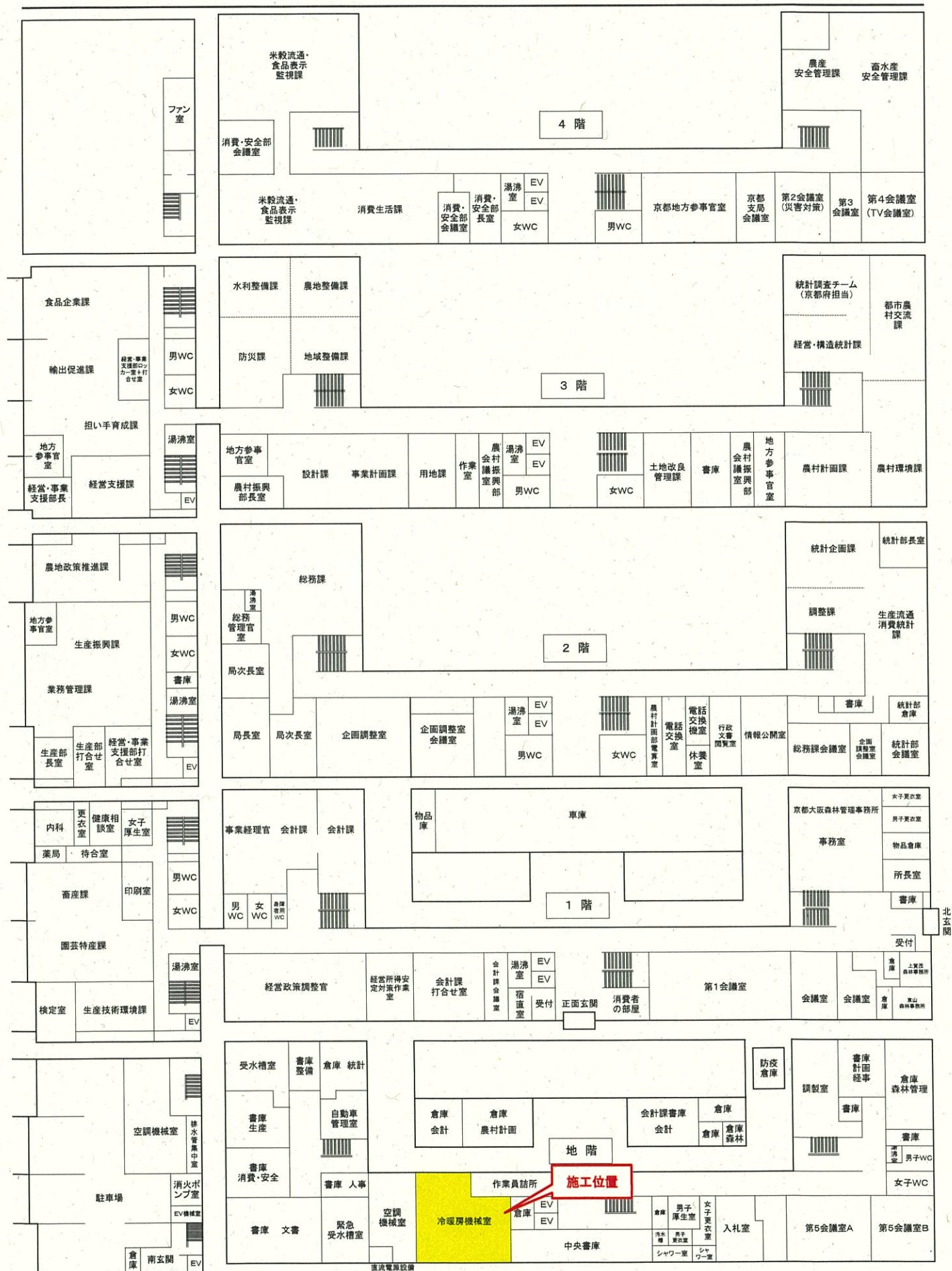
この仕様書に定めない事項及びこの工事の実施について疑義が生じたときは、監督職員と協議しその指示に従うものとする。

工事数量表（京都農林水産総合庁舎本館地階冷温水管Y形ストレーナ交換工事」

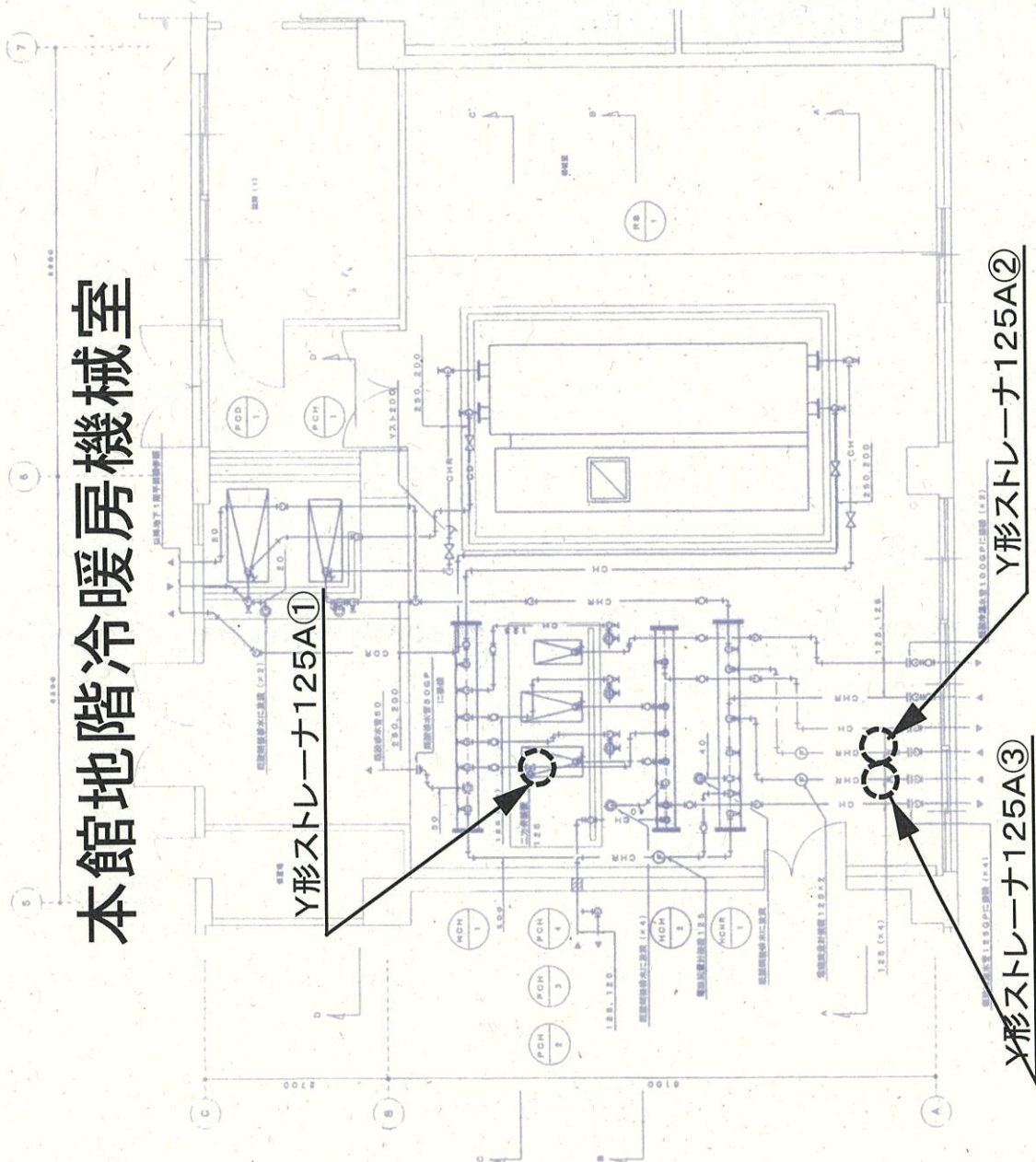
交 換 対 象	仕様・規格等	数量	単位	備考
Y形ストレーナ	(三吉バルブ製) 鋳鉄 10K フランジ形 形番：10FY-00000	3.0	台	本館地階冷暖房機械室

項 目	仕様・規格等	数量	単位	備考
Y形ストレーナ	呼び径125A 鋳鉄製フランジ形 参考品番：10FCY/10FCYK (株)キッツ製)	3.0	台	材料費
Y形ストレーナ取替工事	既設ストレーナ撤去、新設	1.0	式	3台
保温工事	保温 ラッキング復旧	1.0	式	3箇所
消耗品、雑材料		1.0	式	
発生材処分		1.0	式	
(共通費) 共通仮設費		1.0	式	
(共通費) 現場管理費		1.0	式	
(共通費) 一般管理費等		1.0	式	

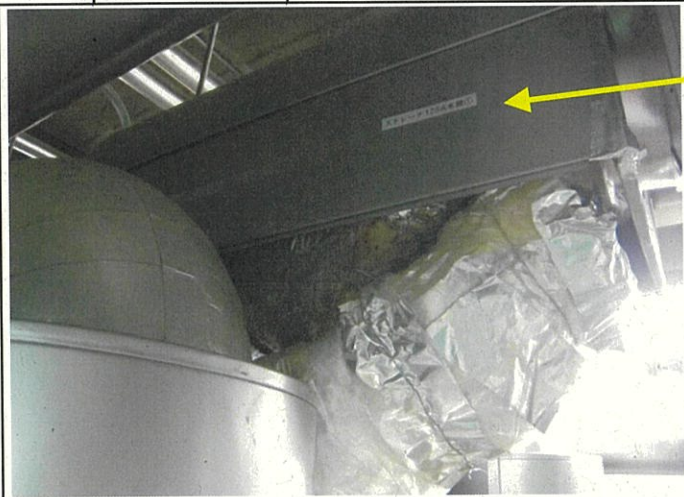
施工位置图

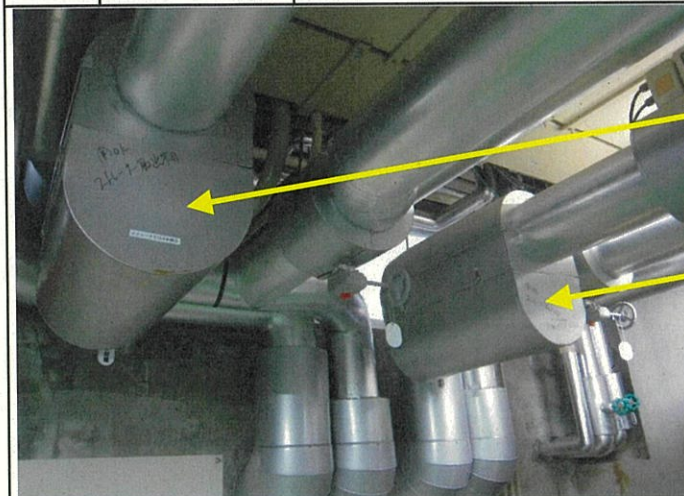


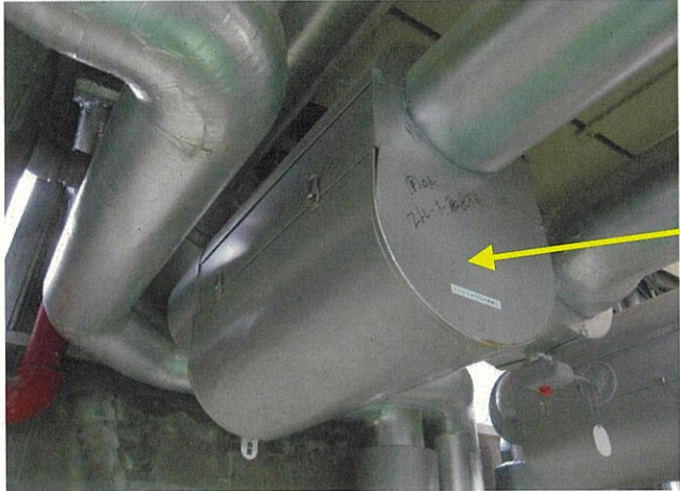
本館地階冷暖房機械室

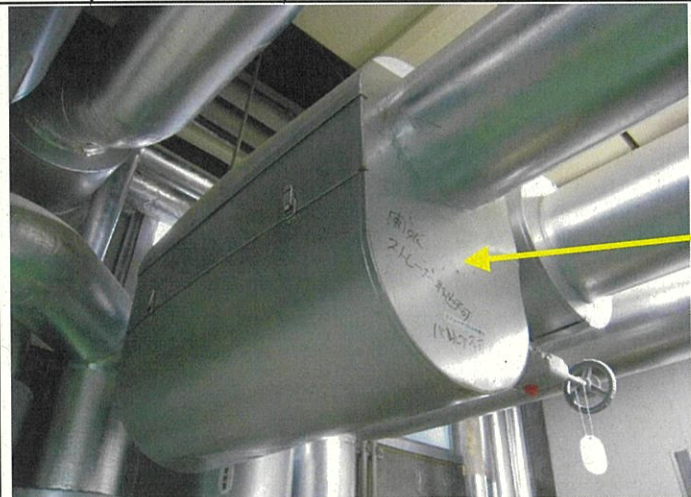


部位	番号	項目
	1	本館地階冷暖房機械室
		・ストレーナ125A① ※スクリーンが固着して取り出し不可

部位	番号	項目
	2	本館地階冷暖房機械室
		・ストレーナ125A① ※スクリーンが固着して取り出し不可

部位	番号	項目
	3	本館地階冷暖房機械室
		・ストレーナ125A② ※スクリーンが固着して取り出し不可 ・ストレーナ125A③ ※スクリーンが固着して取り出し不可

部位	番号	項目
	4	本館地階冷暖房機械室
		・ストレーナ125A② ※スクリーンが固着して取り出し不可

部位	番号	項目
	5	本館地階冷暖房機械室
		・ストレーナ125A③ ※スクリーンが固着して取り出し不可

部位	番号	項目
	6	本館地階冷暖房機械室